平成２２年（フ）第７８０６号
東京都足立区伊興２丁目16番11号
破産者　株式会社イコウ
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８２１号
東京都墨田区業平２丁目８番６号
破産者　株式会社シーエイチシー
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９０５号
東京都稲城市東長沼１
破産者　吉川　利幸
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９０６号
東京都稲城市東長沼１
破産者　吉川　幸江
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９０９号
千葉県市川市原木３丁目16番18号
破産者　株式会社キープ
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９１１号
東京都江戸川区篠崎町４丁目32―12
破産者　田村　正子
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９１９号
東京都中央区佃２丁目２－５―608
破産者　藤井　愼一
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９２１号
千葉県船橋市上山町２丁目286―51
破産者　棚田　峰夫
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２５６号
埼玉県桶川市朝日３丁目16－３
破産者　高松　一明
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３９７号
東京都新宿区西早稲田１丁目１―16―308
破産者　小川　典子
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４４１号
千葉県八街市八街ほ50―19
破産者　藤井　和仁
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５１３号
神奈川県横浜市磯子区中原１丁目１―40―206
破産者　星野　　明
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５３３号
神奈川県川崎市川崎区日ノ出２丁目９－３
臨海鉄道日ノ出寮
破産者　栗原　　歩
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８１３号
東京都練馬区豊玉南２丁目25―13―206、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉中２丁目５―13―206
破産者　椎葉　英博
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８２０号
東京都練馬区石神井町６丁目32―26―503
破産者　磯部　有作
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００７８号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡３丁目３－５－１
破産者　坪田　智之
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００９８号
東京都世田谷区北烏山７丁目４―11―202
破産者　金澤　克次
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２０３号
東京都大田区中央７丁目10―４
破産者　高橋　　孝
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２０４号
東京都大田区中央７丁目10―４
破産者　高橋　尚代（旧姓梶岡）
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０８４号
埼玉県川越市砂新田３丁目28―13―201、開始決定時の住所東京都新宿区若松町７－５－201
破産者　隅田　正明
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９８７号
東京都文京区関口１－３－６　アビタットナガキ１階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田小川町３丁目２番地
破産者　有限会社イーツクラブ
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９８８号
愛知県名古屋市中村区東宿町２丁目75―１―104、開始決定上の住所栃木県芳賀郡益子町大字益子2274―７　シャルマンヴィラＡ棟103
破産者　星野　修一
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部